資料：紙マニフェストの交付、回付及び返送の手順

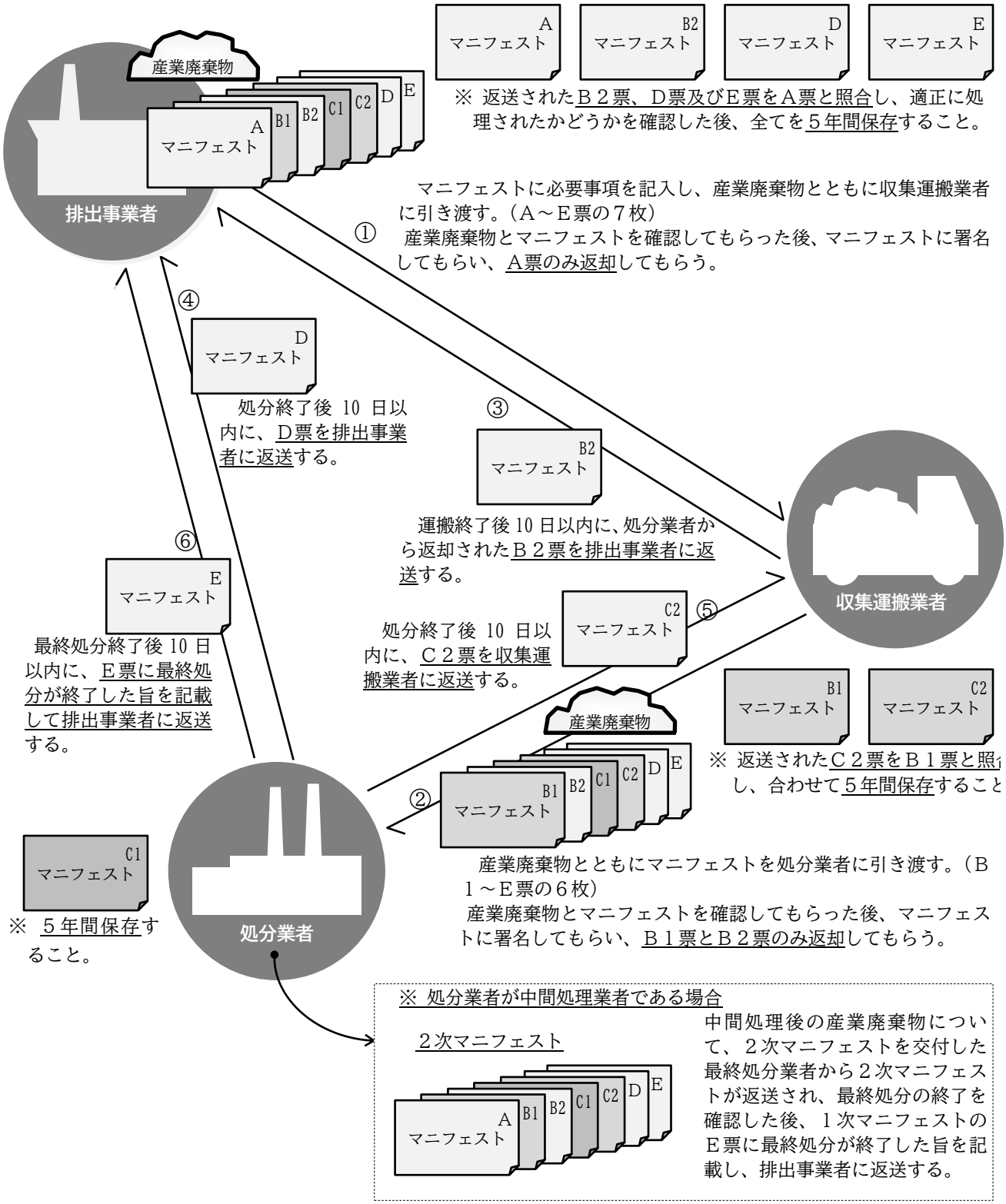

1　マニフェストは、委託する産業廃棄物の種類ごとに交付し、①～⑥の手順で管理します。

2　マニフェスト交付後、90 日以内（特別管理産業廃棄物の場合は 60 日以内）にＢ２票（③）及びD票（④）が返送されてこないときや、180 日以内（特別管理産業廃棄物の場合も同じ）にＥ票（⑥）が返送されてこないときは、速やかに処理状況等を把握するとともに、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じたうえ、都道府県知事（政令市は市長）に報告してください。